

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

目次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小企業者 第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の12（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小企業者 第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 12 の 2</u> 《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p> <p>第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条の 3</u> 《<u>共同利用施設の特別償却</u>》関係</p> <p>第 44 条の 4 《<u>特定農産加工品生産設備の特別償却</u>》関係</p> <p>第 44 条の 5 《特定信頼性向上設備等の特別償却》関係</p> <p>第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第 45 条の 2 《<u>医療用機器の特別償却</u>》関係</p> <p>第 46 条 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係</p>	<p><u>第 42 条の 12</u> 《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>第 42 条の 12 の 2</u> 《<u>国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除</u>》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p> <p>第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第 44 条の 4 《<u>特定農産加工品生産設備等の特別償却</u>》関係</p> <p>第 1 款 <u>特定農産加工品生産設備</u></p> <p>第 2 款 <u>新用途米穀加工品等製造設備</u></p> <p>第 44 条の 5 《特定信頼性向上設備等の特別償却》関係</p> <p>第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第 45 条の 2 《<u>医療用機器等の特別償却</u>》関係</p> <p>第 46 条 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係</p> <p><u>第 46 条の 2</u> 《<u>支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却</u>》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 47 条（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）関係 第 47 条の 2（<u>特定都市再生建築物等の割増償却</u>）関係 第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係 第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8（共通事項）関係 第 55 条（海外投資等損失準備金）関係 第 55 条の 2（新事業開拓事業者投資損失準備金）関係 第 55 条の 3（特定事業再編投資損失準備金）関係 第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係 第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係 第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係 第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係 第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係 第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係 第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係 第 57 条の 7（関西国際空港用地整備準備金）関係 第 57 条の 7 の 2（中部国際空港整備準備金）関係 第 57 条の 8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係 第 57 条の 9（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p> <p>第 3 章 削 除</p>	<p><u>第 46 条の 3（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）関係</u></p> <p>第 47 条（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）関係 第 47 条の 2（<u>特定再開発建築物等の割増償却</u>）関係 第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係 第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8（共通事項）関係 第 55 条（海外投資等損失準備金）関係 第 55 条の 2（新事業開拓事業者投資損失準備金）関係 第 55 条の 3（特定事業再編投資損失準備金）関係 第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係 第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係 第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係 第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係 第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係 第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係 第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係 第 57 条の 7（関西国際空港用地整備準備金）関係 第 57 条の 7 の 2（中部国際空港整備準備金）関係 第 57 条の 8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係 第 57 条の 9（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p> <p>第 3 章 削 除</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p> <p>第5章の2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</p> <p><u>第61条</u>（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p>	<p>第4章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p> <p>第5章の2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</p> <p><u>第60条の2</u>（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）関係</p> <p><u>第5章の3 認定研究開発事業法人等の課税の特例</u></p> <p><u>第61条</u>（認定研究開発事業法人等の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>	<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>
<p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>	<p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>
<p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>	<p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係	第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 事業の用に供したことの意義等	第 2 款 事業の用に供したことの意義等
第 3 款 圧縮限度額の計算等	第 3 款 圧縮限度額の計算等
第 4 款 特別勘定	第 4 款 特別勘定
第 5 款 その他	第 5 款 その他
第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係	第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係
第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係	第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係
第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係	第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等	第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等
第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係	第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係
第 1 款 特殊の関係	第 1 款 特殊の関係
第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定	第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定
第 3 款 比較対象取引	第 3 款 比較対象取引

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 5 款 利益分割法の適用</p> <p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第 10 款 その他</p> <p>第 11 章の 2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第 66 条の 4 の 3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 2 款 比較対象取引</p> <p>第 3 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 4 款 利益分割法の適用</p> <p>第 5 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 6 款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 7 款 申告調整等</p> <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p>	<p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 5 款 利益分割法の適用</p> <p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第 10 款 その他</p> <p>第 11 章の 2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第 66 条の 4 の 3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 2 款 比較対象取引</p> <p>第 3 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 4 款 利益分割法の適用</p> <p>第 5 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 6 款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 7 款 申告調整等</p> <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《<u>特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例</u>》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人</p>	<p>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《<u>特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例</u>》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人</p>

二 第 42 条の 4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42 の 4 (1) -1<u>同条第 6 項第 1 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>国立研究開発法人科学技術振興機構</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(註) 1</p> <p>2</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>42 の 4 (1) -2 <u>措置法第 42 条の 4 第 4 項第 1 号</u>.....<u>同条第 6 項第 8 号</u><u>同項第 9 号</u>.....<u>同項第 8 号</u>.....</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 4 (2) -1<u>措置法第 42 条の 4 第 2 項</u>.....</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>42 の 4 (2) -2 <u>措置法令第 27 条の 4 第 5 項</u>.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p>	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42 の 4 (1) -1<u>同条第 12 項第 1 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>独立行政法人科学技術振興機構</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(註) 1</p> <p>2</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>42 の 4 (1) -2 <u>措置法第 42 条の 4 第 9 項第 1 号</u>.....<u>同条第 12 項第 9 号</u><u>同項第 10 号</u>.....<u>同項第 9 号</u>.....</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 4 (2) -1<u>措置法第 42 条の 4 第 6 項</u>.....</p> <p>(註) <u>措置法第 42 条の 4 第 7 項の規定の適用を受ける法人であるかどうかの判定は、同項に規定する繰越中小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時に於いて中小企業者に該当するかどうかによるのであるから、同項の規定の適用を受ける事業年度終了の時に於いても中小企業者に該当する必要はないことに留意する。</u></p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>42 の 4 (2) -2 <u>措置法令第 27 条の 4 第 10 項</u>.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 4 (2) -3 <u>措置法令第 27 条の 4 第 5 項</u>……………</p> <p>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</p> <p>42 の 4 (2) -4 ……………<u>措置法令第 27 条の 4 第 5 項</u>……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>42 の 4 (3) -1 措置法令第 27 条の 4 第 6 項第 3 号、第 7 号又は第 8 号</u>……………</p> <p>……法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から同号に規定する知的財産権 (以下「知的財産権」という。) の使用料の支払を受ける者……………同項第 3 号に規定する他の者又は同項第 7 号若しくは第 8 号に規定する特定中小企業者等……………試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、<u>措置法第 42 条の 4 第 6 項第 6 号</u>に規定する特別試験研究費の額 (以下「特別試験研究費の額」という。) ……………</p> <p>…</p> <p>(㊦) 法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から知的財産権の使用料の支払を受ける者……………<u>措置法令第 27 条の 4 第 6 項第 3 号</u>に規定する他の者又は同項第 7 号若しくは第 8 号に規定する</p>	<p>42 の 4 (2) -3 <u>措置法令第 27 条の 4 第 10 項</u>……………</p> <p>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</p> <p>42 の 4 (2) -4 ……………<u>措置法令第 27 条の 4 第 10 項</u>……………</p> <p><u>(繰越税額控除限度超過額を有する場合等の重複適用)</u></p> <p><u>42 の 4 (3) -1 措置法第 42 条の 4 第 6 項の規定の適用に当たって、例えば、その適用を受けようとする法人が同条第 3 項に規定する繰越税額控除限度超過額を有する法人であっても、同一の事業年度において同項を重複して適用することはできず、いずれかの規定を適用することに留意する。</u></p> <p><u>同条第 7 項の規定の適用に当たっての同条第 1 項の規定の適用についても、同様とする。</u></p> <p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>42 の 4 (3) -2 措置法令第 27 条の 4 第 8 項第 3 号又は第 7 号</u>……………法人と共同し又は法人から委託を受けて試験研究を行う者……………同項第 3 号に規定する他の者又は同項第 7 号に規定する特定中小企業者……………試験研究のために要する費用の額は、<u>措置法第 42 条の 4 第 12 項第 3 号</u>に規定する特別試験研究費の額……………</p> <p>(㊦) 法人と共同し又は法人から委託を受けて試験研究を行う者……………<u>措置法令第 27 条の 4 第 8 項第 3 号</u>に規定する他の者又は同項第 7 号に規定する特定中小企業者……………試験研究のために要する費用の全額が、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>特定中小企業者等……………試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額……………</p> <p><u>(知的財産権の使用料)</u></p> <p><u>42の4(3)-2 法人が措置法令第27条の4第6項第8号の特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究のために要する費用の額のうち、措置法規則第20条第11項に規定する知的財産権の使用料の額以外ののものであっても、試験研究費に該当する費用の額は措置法第42条の4第1項又は第2項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42の4(3)-3 移転事業 (<u>措置法令第27条の4第11項</u>…………… <u>同条第20項</u>…………… (注) ……………</p>	<p>措置法第42条の4第12項第3号に規定する特別試験研究費の額…………… ……</p> <p>(新 設)</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42の4(3)-3 移転事業 (<u>措置法令第27条の4第14項</u>…………… <u>同条第23項</u>…………… (注) ……………</p>

三 第42条の5～第48条((共通事項)関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42の5～48(共)-1 措置法第42条の5第1項及び第6項、第42条の6第1項から第4項まで、第42条の10第1項、第42条の11第1項、<u>第42条の12第1項</u>、第42条の12の3第1項、第42条の12の5第1項から第4項まで、第43条から第44条まで並びに第44条の3から第48条まで……………</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42の5～48(共)-1 措置法第42条の5第1項及び第6項、第42条の6第1項から第4項まで、第42条の10第1項、第42条の11第1項、<u>第42条の12の2第1項</u>、第42条の12の3第1項、第42条の12の5第1項から第4項まで、第43条から第44条まで並びに第44条の3から第48条まで……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48(共)－2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、<u>第 42 条の 12 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項及び第 2 項、第 43 条から第 44 条まで並びに第 44 条の 3 から第 48 条までの規定 (同法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、第 68 条の 11 第 1 項及び第 2 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 2 第 1 項</u>、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 第 1 項及び第 2 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29、<u>第 68 条の 31 並びに第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで</u>……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、<u>第 42 条の 10 から第 42 条の 12 まで</u>、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 5、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 から第 45 条の 2 まで及び第 47 条から第 48 条まで……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48(共)－2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 2 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項及び第 2 項、第 43 条から第 44 条まで並びに第 44 条の 3 から第 48 条までの規定 (同法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、第 68 条の 11 第 1 項及び第 2 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 3 第 1 項</u>、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 第 1 項及び第 2 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 <u>並びに第 68 条の 31 から第 68 条の 36 まで</u>……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、<u>第 42 条の 10、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2</u>、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 5、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 から第 45 条の 2 まで及び第 47 条から第 48 条まで……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

四 第 42 条の 10 ((国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>42 の 10－9 ……………</p>	<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>42 の 10－9 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………措置法第 42 条の 4 第 6 項第 6 号に規定する<u>特別試験研究費の額</u>（以下 42 の 10-9 において「<u>特別試験研究費の額</u>」という。）……………</p> <p>…</p>	<p>……………措置法第 42 条の 4 第 12 項第 3 号に規定する<u>特別試験研究費</u>（以下 42 の 10-9 において「<u>特別試験研究費</u>」という。）<u>の額</u>……………</p>

五 第 42 条の 12（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 12（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u></p> <p><u>（特別償却等の対象となる建物の附属設備）</u></p> <p><u>42 の 12-1 措置法第 42 条の 12 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設（以下「取得等」という。）をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p> <p><u>（中小企業者であるかどうかの判定の時期）</u></p> <p><u>42 の 12-2 法人が、措置法令第 27 条の 12 に規定する「中小企業者」（以下「中小企業者」という。）に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした措置法第 42 条の 12 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定）</u></p> <p><u>42 の 12-3 措置法令第 27 条の 12 に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 2,000 万円以上（中小企業者にあつては 1,000 万</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>円以上) であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 12-4 (2) に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 (42 の 12-4 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 12-4 (2) に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42 の 12-4 措置法第 42 条の 12 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における同条第 1 項に規定する特定建物等 (以下「特定建物等」という。) の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得等をした特定建物等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度 (以下 42 の 12-4 において「供用年度」という。) において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした特定建物等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等 (以下「国庫補助金等」という。) の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>① (2) の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定建物等の供用年度において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第 42 条の 12 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2) に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>には、当該連結事業年度）において基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</u></p> <p><u>42の12-5 法人が特定建物等（措置法第68条の15の2第1項に規定する特定建物等を含む。）を事業の用に供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定建物等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る措置法第42条の12第2項（同法第68条の15の2第2項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>（新 設）</p>

六 第42条の12の2（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の12の2（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</u></p> <p>（中小企業者等であるかどうかの判定の時期）</p> <p><u>42の12の2-1 法人が措置法第42条の12の2第1項</u>……………</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p><u>42の12の2-2 措置法第42条の12の2第5項第8号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p><u>第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</u></p> <p>（中小企業者等であるかどうかの判定の時期）</p> <p><u>42の12-1 法人が措置法第42条の12第1項</u>……………</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p><u>42の12-2 措置法第42条の12第2項第7号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

七 旧第 42 条の 12 の 2 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 42 条の 12 の 2 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(生産等設備の範囲)</u></p> <p><u>42 の 12 の 2-1 措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項に規定する生産等設備(以下「生産等設備」という。)</u>とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動(以下これらを「生産等活動」という。)の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p><u>④ 1 一棟の建物が本店用と店舗用に共用される場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されるもの(以下「共用資産」という。)</u>については、その全てが生産等設備となることに留意する。</p> <p><u>2 法人がその有する共用資産を生産等活動の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とに合理的に区分し、これに基づいて措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項に規定する生産等資産の取得価額の合計額及び同項に規定する比較取得資産総額を計算している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(償却費として損金経理をした金額)</u></p> <p><u>42 の 12 の 2-2 措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項に規定する「償却費として損金経理(……)をした金額」</u>には、基本通達 7-5-1 又は 7-5-2 の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額は含まれ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>ないことに留意する。</u></p> <p><u>(生産等資産の取得価額の合計額が償却費基準等を満たすかどうかの判定)</u></p> <p><u>42の12の2-3 措置法第42条の12の2第1項に規定する生産等資産(以下「生産等資産」という。)で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が同項に規定する「その有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理(……)をした金額」及び「当該適用対象年度開始の日の前日を含む事業年度における生産等資産の取得価額の合計額……の100分の110に相当する金額」を超えるかどうかについては、当該生産等資産のうち同条第3項第2号に規定する特別償却に関する他の規定の適用を受けるものがある場合であっても、当該特別償却に関する他の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(圧縮記帳をした生産等資産の取得価額)</u></p> <p><u>42の12の2-4 生産等資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該生産等資産で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が措置法第42条の12の2第1項に規定する「その有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理(……)をした金額」及び「当該適用対象年度開始の日の前日を含む事業年度における生産等資産の取得価額の合計額……の100分の110に相当する金額」を超えるかどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた生産等資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</u></p> <p><u>④ 法の規定による圧縮記帳の適用を受けた生産等資産が同項に規定する機械等に該当する場合には、同項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額は、圧縮記帳後の取</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>得価額によることに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(機械等の範囲)</u> <u>42の12の2-5 措置法第42条の12の2第1項に規定する機械等には、措置法第65条の7の規定による圧縮記帳の適用を受けたこと等により措置法第42条の12の2の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u> <u>42の12の2-6 法人が、その取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする国内における製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は国内にある当該法人の営む事業の用に供したものであるとして措置法第42条の12の2の規定を適用する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</u> <u>42の12の2-7 措置法第42条の12の2第1項の規定により、贈与による取得は同項の取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</u> (1) <u>減価償却資産を著しく低い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時ににおける当該減価償却資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。</u> (2) <u>減価償却資産を著しく高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時ににおける当該減価償却資産の価額との差額に相当する金額の贈</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>与をしたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該減価償却資産の価額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42の12の2-8 法人が措置法第42条の12の2第1項(同法第68条の15の3第1項を含む。)に規定する機械等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。)後の事業年度において当該機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった機械等に係る措置法第42条の12の2第2項(同法第68条の15の3第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>

八 第42条の12の4(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(給与等の範囲)</p> <p>42の12の4-1の2<u>同項第3号、第4号及び第6号</u>.....</p> <p>(出向先法人が支出する給与負担金)</p> <p>42の12の4-3<u>措置法第42条の12の4第2項第3号、第4号及び第6号</u>..... </p>	<p>(給与等の範囲)</p> <p>42の12の4-1の2<u>同項第3号から第5号まで</u>.....</p> <p>(出向先法人が支出する給与負担金)</p> <p>42の12の4-3<u>措置法第42条の12の4第2項第3号から第5号まで</u>..... </p>

改 正 後	改 正 前
<p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>42 の 12 の 4-4 <u>措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号</u>…… ……………</p> <p>(継続雇用制度対象者の判定)</p> <p>42 の 12 の 4-5 <u>措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項第 7 号</u>……………<u>同項第 8 号</u>……………</p>	<p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>42 の 12 の 4-4 <u>措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項第 3 号から第 5 号まで</u>…………… ……………</p> <p>(継続雇用制度対象者の判定)</p> <p>42 の 12 の 4-5 <u>措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項第 6 号</u>……………<u>同項第 7 号</u>……………</p>

九 第 42 条の 13 ((法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(控除可能期間の判定)</p> <p>42 の 13-1 ……………</p> <p>(注) ……………繰越税額控除限度超過額をいう。</p>	<p>(控除可能期間の判定)</p> <p>42 の 13-1 ……………</p> <p>(注) ……………繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額をいう。</p>

十 第 44 条 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p>44-2 ……………<u>研究所用の施設 (以下「研究所用の施設」という。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。)</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p>44-2 ……………<u>研究所用の施設</u>の取得等……………</p> <p>(注) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(新增設の範囲)</u></p> <p><u>44-8 措置法第 44 条第 1 項の規定の適用上、次に掲げる研究所用の施設については、同項の新設又は増設により取得等をした研究所用の施設に該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした研究所用の施設</u></p> <p><u>(2) 既存設備の取替え又は更新のために研究所用の施設の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね 30%）以上増加したときにおける当該研究所用の施設のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの</u></p>	<p>(新 設)</p>

十一 第 44 条の 3（共同利用施設の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 44 条の 3（共同利用施設の特別償却）関係</u></p> <p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>44 の 3-1 措置法令第 28 条の 5 第 1 項に規定する一の共同利用施設の取得価額が 100 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

十二 第 44 条の 4 (特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 44 条の 4 (特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44 の 4-1</u></p> <p>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p><u>44 の 4-2</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p><u>44 の 4-3</u></p> <p>(圧縮記帳をした特定農産加工品生産設備の取得価額)</p> <p><u>44 の 4-4</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>第 44 条の 4 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 款 特定農産加工品生産設備</u></p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44 の 4(1)-1</u></p> <p>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p><u>44 の 4(1)-2</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p><u>44 の 4(1)-3</u></p> <p>(圧縮記帳をした特定農産加工品生産設備の取得価額)</p> <p><u>44 の 4(1)-4</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</u></p> <p><u>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p><u>44 の 4(2)-1 法人が、自己の下請業者(措置法第 44 条の 4 第 2 項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。) で同項の生産製造連携事業(以下「生産製造連携事業」という。)を営むものに対し、当該事業の用に供する同項に規定する新用途米穀加工品等製造設備(以下「新用途米穀加工品等製造設備」という。)を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>等製造設備が専ら当該法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該法人の営む生産製造連携事業の用に供したもものとして取り扱う。</u></p> <p>④ <u>自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。</u></p>

十三 第 45 条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(生産等設備等の範囲)</p> <p>45-1 ……………</p> <p>同条第 16 項、第 18 項、<u>第 20 項又は第 22 項</u>……………</p> <p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>45-2 ……………</p> <p>……………<u>取得（製作又は建設を含む。）</u>……………</p> <p><u>法人が同条第 2 項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下同じ。）をし事業の用に供した地区が同項の表の 2 以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様とする。</u></p> <p>④ <u>同表の第 4 号の上欄に掲げる地区には、同表の第 1 号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(生産等設備等の範囲)</p> <p>45-1 ……………</p> <p>同条第 16 項、第 18 項<u>又は第 20 項</u>……………</p> <p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>45-2 ……………</p> <p>……………<u>取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。）</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>45-2の2措置法令第28条の9第16項各号、第18項各号、<u>第20項各号</u> <u>若しくは第22項</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45-3同条第16項各号、第18項各号、<u>第20項各号若しくは第22項</u> (注)<u>産業振興機械等</u>.....<u>措置法第45条第1項</u>.....</p> <p>(特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産)</p> <p>45-5<u>取得</u>.....<u>取得</u>.....<u>取得等</u>.....</p> <p>(新增設の範囲)</p> <p>45-5の2<u>取得</u>.....<u>取得</u>..... (1)<u>取得</u>.....</p>	<p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>45-2の2措置法令第28条の9第16項各号、第18項各号<u>若しくは</u>第20 項各号.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45-3同条第16項各号、第18項各号<u>若しくは</u>第20項各号..... (注)<u>措置法第45条第2項に規定する産業振興機械等</u>(以下「<u>産業</u> <u>振興機械等</u>」という。).....<u>同条第1項</u>.....</p> <p>(特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産)</p> <p>45-5<u>取得等</u>.....<u>取得等</u>.....<u>同項に規定する取得等</u>.....</p> <p>(新增設の範囲)</p> <p>45-5の2<u>取得等</u>.....<u>取得等</u>..... (1)<u>取得等</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
(2) <u>取得</u> <u>取得</u>	(2) <u>取得等</u> <u>取得等</u>
(3) <u>工業用機械等の取得をした</u>	(3) <u>工業用機械等</u> <u>を取得した</u>
(註) <u>取得等</u> <u>同条第2項</u>	(註) <u>同条第2項に規定する取得等</u> <u>同項</u>
(委託研究先への資産の貸与)	
45-7の4 法人が、その取得.....	45-7の4 法人が、その取得 <u>又は製作</u>
(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)	
45-8 <u>取得</u>	45-8 <u>取得又は建設</u>
(取得価額の合計額が10億円を超えるかどうか等の判定)	
45-9 <u>同条第16項各号、第18項各号、第20項各号若しくは第22項</u>	45-9 <u>同条第16項各号、第18項各号若しくは第20項各号</u>
(指定事業の範囲)	
45-11 <u>工業用機械等の取得又は産業振興機械等の取得等</u>	45-11 <u>工業用機械等又は産業振興機械等の同条第1項又は第2項の取</u> <u>得等</u>
(註) 1	(註) 1

改 正 後	改 正 前
<p>2</p> <p>(中小規模法人等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>45-13 法人が中小規模法人又は措置法第 45 条第 2 項に規定する中小企業者…… ……………取得等……………</p>	<p>2</p> <p>(中小規模法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>45-13 法人が中小規模法人……………取得等(措置法第 45 条第 2 項に規定 する取得等をいう。)……………</p>

十四 第 45 条の 2 《医療用機器の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 45 条の 2 《医療用機器の特別償却》関係</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;">第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p><u>(医療用機器の範囲)</u></p> <p><u>45 の 2-5 措置法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる資産（以下「医療用機器」という。）は、直接医療の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品をいうものとし、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の「8 医療機器」に掲げる減価償却資産はこれに該当する。</u></p> <p><u>④ 病院、診療所等が有する減価償却資産であっても、例えば事務用の器具及び備品、給食用設備、クリーニング設備等のように直接医療の用に供されない減価償却資産は、ここでいう医療用機器には該当しない。</u></p>

十五 旧第 46 条の 2 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 46 条の 2 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</u></p> <p><u>(3 年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超える場合の計算)</u></p> <p><u>46 の 2-1 措置法第 46 条の 2 第 1 項に規定する 3 年以内取得資産 (以下「3 年以内取得資産」という。) に係る特別償却限度額の合計額が同項に規定する支援事業所取引増加額 (以下「支援事業所取引増加額」という。) を超えることにより、同項に規定する特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を限度とされる場合において、当該特別償却限度額の合計額をいずれの 3 年以内取得資産に配分するかは、個々の 3 年以内取得資産に係る特別償却限度額を限度として、法人の計算によることができる。</u></p>
(廃 止)	

十六 第 46 条の 2 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 46 条の 3 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</u></p> <p><u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u></p> <p><u>46 の 3-1 措置法第 46 条の 3 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は新築、増築若しくは改築をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>
(廃 止)	

十七 第 47 条（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
（ <u>特定都市再生建築物等</u> にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合） 47-4 …………… <u>特定都市再生建築物等</u> ……………	（ <u>特定再開発建築物等</u> にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合） 47-4 …………… <u>特定再開発建築物等</u> ……………

十八 第 47 条の 2（特定都市再生建築物等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
第 47 条の 2（ <u>特定都市再生建築物等の割増償却</u> ）関係	第 47 条の 2（ <u>特定再開発建築物等の割増償却</u> ）関係
（ <u>特定都市再生建築物等の範囲</u> ） 47 の 2-1 …………… …………… <u>特定都市再生建築物等</u> （以下「 <u>特定都市再生建築物等</u> 」という。） ……………	（ <u>特定再開発建築物等の範囲</u> ） 47 の 2-1 …………… …………… <u>特定再開発建築物等</u> （以下「 <u>特定再開発建築物等</u> 」という。） ……………
（ <u>特定都市再生建築物等に該当する建物附属設備の範囲</u> ） 47 の 2-2 …………… <u>特定都市再生建築物等</u> ……………	（ <u>特定再開発建築物等に該当する建物附属設備の範囲</u> ） 47 の 2-2 …………… <u>特定再開発建築物等</u> ……………
（併せて設置されるものの意義） 47 の 2-3 <u>措置法第 47 条の 2 第 3 項第 3 号</u> の規定により <u>特定都市再生建築物等</u> ……………	（併せて設置されるものの意義） 47 の 2-3 <u>措置法第 47 条の 2 第 3 項</u> の規定により <u>特定再開発建築物等</u> …………… ……………
（資本的支出） 47 の 2-5 …………… <u>特定都市再生建築物等</u> …………… <u>特定都市再生</u> <u>建築物等</u> ……………	（資本的支出） 47 の 2-5 …………… <u>特定再開発建築物等</u> …………… <u>特定再開発建築</u> <u>物等</u> ……………